

## 取 扱 基 準

名 称	旅行商品造成報奨金事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	(公財)新潟観光コンベンション協会が実施する旅行エージェントを対象とした海外からの旅行商品造成に対する報奨金交付事業の経費を助成する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	本市を訪れる外国人観光客の増加を図る。 <small>&lt;目標が数値でない場合の評価方法&gt;</small> 宿泊者数の調査結果や実績報告等を総合的に判断し評価する。
補助事業者	(公財)新潟観光コンベンション協会
補助対象経費の内 容	(公財)新潟観光コンベンション協会が実施する「旅行商品造成報奨金事業」に対する助成。
補助額 及びその算定方法 又は補助率	10,600 千円 (左記を上限に 100%) <small>&lt;補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由&gt;</small> 海外からの観光誘客は、本市への大きな経済効果が期待されることから、(公財)新潟観光コンベンション協会の当該要綱に基づき支出される報奨金額全額を対象とする。
開始時期	令和7年4月1日
評価の時期	令和9年9月30日
終 期	令和10年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市の補助事業であることを記載する。
	〔媒体〕 チラシ等
担当部署	観光・国際交流部 観光推進課 電 話 025-226-2611 e-mail inbound@city.niigata.lg.jp